

目的

『高知県の子どもたちが、将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保する』

現状

【地域クラブ活動】 25クラブ(R6)⇒46クラブ(R7) 【拠点校部活動】 4部活動(R6)⇒9部活動(R7) 【在校等時間中学校教員】 月平均40時間54分(R6)

高知県の
推進目標

改正給特法の目標*に沿って、全公立中学校の部活動について地域展開等を加速化する。

※令和11年度までに教員の時間外在校等時間を月平均30時間程度に縮減

方針

Step 1

令和10年4月までに、原則、教員が休日に指導を行わない体制に移行

- (a)部活動指導員の活用、(b)地域クラブ活動、(c)休日は(原則)部活動を行わない から選択
- 地域クラブへの前段階として、複数校による(d)拠点校部活動も推進
- 地域に人材が不在の場合や指導を希望する場合は、教員が「兼業」で地域クラブを指導
〔・教員が兼職兼業で指導ができる規程等を整備 ・地域クラブが学校施設を使用する際のルール等の整備〕

休日

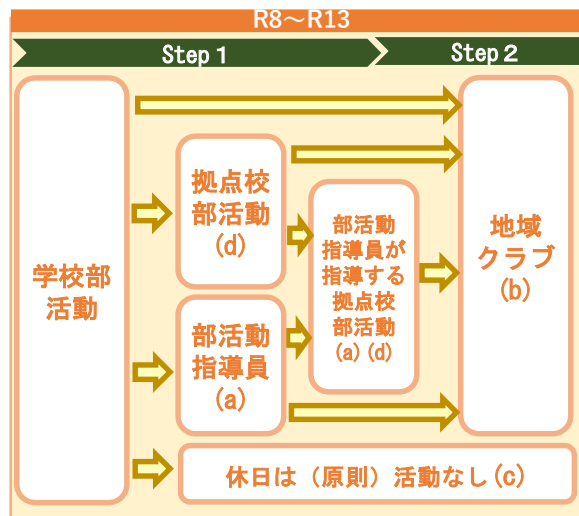
Step 2

令和13年度末までを目途に、休日の学校部活動は地域クラブ活動に移行

- (a)部活動指導員は、地域クラブの指導者に移行

平日

(a)部活動指導員の活用や(d)拠点校部活動への移行を推進し、指導者が確保できた場合など、環境が整備されれば段階的に地域へ展開。一方、指導者を確保できない等、環境整備が難しい場合は、当面、教員が指導。



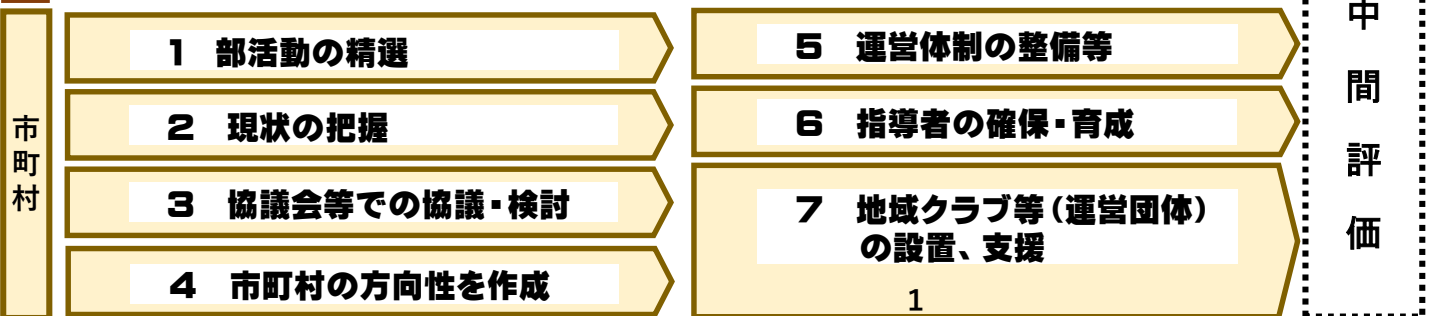
取組

国 R8~R10 【改革実行期間:前期】

R11~13 【改革実行期間:後期】

県 令和10年度までを重点期間とし、集中的に取り組む R10.4

広域での取組支援 受け皿整備への支援 指導者の確保・育成 地域クラブへの支援



休日は、教員が指導しない体制
(※指導する場合は兼職兼業)

平日も可能な限り取り組む

地域クラブの設置がR10までに間に合わない場合は、部活動指導員の配置で対応

【参考】
「教職員の給特法改正」(R7.6.18)
・R11までに時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減することを目標

休日の活動は
地域クラブにて実施

市町村（学校）の具体的な取組例

1 部活動の精選 【学校】

【部員不足の部活動への対応】

- ・ 拠点校部活動、新規部員募集の停止
- ・ 地域クラブ等へ展開できる部活動の選択 等

【保護者への説明会の実施等】

(R7運動部:656部活動)

2 現状の把握

【地域クラブ等の活動状況の把握】

- ・ 地域での指導者（種目や人数等）や団体の把握
- ・ 地域展開のために不足している指導者の把握
- ・ 市町村をまたいだ連携（拠点校、移動）の調整 等

【生徒、保護者、教員のニーズや意向の調査】

- ・ 県アンケート調査の活用 等

3 協議会等での協議・検討

【保護者、学校、地域クラブ等の関係者での協議や検討】 (R7:18市町村)

- ・ 新たに設置する協議会等や既存の会議等（定例校長会等）において協議
- ・ 地域にどの活動を残していくかについて検討
- ・ 市町村をまたいだ連携について協議 等

4 市町村の方向性を作成等

【協議会等で市町村の方針を策定】

- ・ 地域展開等を実施する時期の明確化
- ・ 地域、保護者等への広報や周知 等

(R7:6市町村)

5 運営体制の整備等

【専門部署の設置、コーディネーターの配置等】

- ・ 専門の担当者を配置、専門部署の設置、総括コーディネーターによる関係者との調整
- ・ 学校、地域クラブ等との連携強化
- ・ 取組推進のための新規事業化、予算化（地域クラブへの支援等）

(R7:コーディネーター3名)

6 指導者の確保・育成

【部活動指導員の配置】

- ・ 休日の学校部活動での部活動指導員の配置
- ・ 部活動指導員の地域クラブ等での指導に向けた体制整備

【指導者の確保・育成】

- ・ 近隣市町村と連携した指導者の確保
- ・ 国や県が実施する研修会等への参加
- ・ 競技団体等と指導者派遣について調整
- ・ 指導者資格取得に関わる支援
- ・ 人材バンクの活用 等

7 地域クラブ等（運営団体）の設置、支援

◆自主運営型地域クラブの認定

(R7:46クラブ)

【主な認定の要件】

- ① 教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

◆既存団体への依頼

【総合型地域スポーツクラブ等への活動依頼】

- ・ すでに中学生が活動している団体、小学生から継続した活動が可能な団体への依頼
- ・ 総合型地域スポーツクラブへ新たな種目の設置を依頼 等

◆市町村運営型地域クラブの設置

【市町村が主体の地域クラブの設置】

- ・ 自主運営型や既存団体がない活動は、市町村内に事務局を設置し直接運営
- ・ 指導者の確保（部活動指導員の活用等）
- ・ 活動計画の作成（活動時間、休養日の遵守）
- ・ 活動場所の確保（学校等の活用）
- ・ 参加生徒への支援内容
- ・ 指導者謝金、会費等の設定
- ・ 指導者の研修への参加の義務化 等
- ・ 保護者、学校との連携

※広域での活動について（拠点校活動含む）

- ・ 移動手段、会費（自市町村外の生徒）、活動計画等を考慮
- ・ 近隣市町村との協議会等を設置するなど連携を強化 等